

新型コロナ陽性者（自宅・宿泊療養者）に対する診療での算定可否一覧（表中の点数は公費番号28230605で請求できます）

2022/7/28時点

※赤字は変更部分…「重症化リスクの高い患者への電話等による診療（147点）」は、8月1日以降も9月30日まで算定できることとされた。

項目	点数	算定要件等	外来		電話等	往診		訪問診療		備考
			右記以外	中和抗体薬投与	電話等	右記以外	中和抗体薬投与	右記以外	中和抗体薬投与	
初診料	288		初診時○		-	初診時○		-		
初診料(電話・情報通信機器等)	214	施設基準未届の場合	-		初診時○	-		-		
初診料(情報通信機器を用いた場合)	251	施設基準届出の場合	-		初診時○	-		-		
再診料(電話再診含む)	73		再診時○		再診時○	再診時○		-		
往診料	720					○		-		
訪問診療料	-					-		○		
院内トリアージ実施料	300	コロナ陽性患者を対面で診療した場合 (診療の都度算定可)	○			○		○		
二類感染症患者入院診療加算	250	コロナ陽性患者を電話で診療した場合 (1日1回に限り算定可)			○					
重症化リスクの高い患者への 電話等による診療 ※1	147	1日1回に限り算定可			○					2022年5月1日 ～2022年9月30日まで
救急医療管理加算1 ※2	外来診療	950	○		-					
	外来、中和抗体薬投与	2,850	-		○					
	往診又は訪問診療	2,850				○		-		
	往診等、中和抗体薬投与	4,750				-		○		
投薬など新型コロナの治療に関わる点数	-		○		○	○		○		(薬剤料除く)

※1：AもしくはBに該当する医療機関が、電話等を用いて「重症化リスクの高い患者」（①～③のいずれかに該当する患者）を診療した場合に算定できる。

A.保健所等から自宅・宿泊療養者の健康観察に係る委託を受けている

B.「診療・検査医療機関」として都道府県のホームページで医療機関名が公表されている（愛知県は全ての診療・検査医療機関を公表予定）

【重症化リスクの高い患者】

①妊娠中の者

②65歳以上の者

③40歳以上65歳未満で重症化のリスク因子となる疾病等(下記)を複数持つ者

ワクチン未接種もしくは1回のみ接種/肥満(BMI30以上)/喫煙歴/臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下

慢性呼吸器疾患(COPD等)/心血管疾患/脳血管疾患/糖尿病/脂質異常症/高血圧症/慢性腎臓病/悪性腫瘍

※2：救急医療管理加算1を算定する患者が、6歳未満である場合には乳幼児加算（400点）が、6歳以上15歳未満である場合には小児加算（200点）が算定できる。